

委員 長 報 告 書

さる 12 月 7 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 9 号 橋本市水道事業審議会条例について

議案第 10 号 橋本市農業委員会の委員及び橋本市農地利用最適化推進
委員の定数に関する条例について

議案第 13 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 14 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 15 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 11 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第 9 号は、本市の水道事業を取り巻く環境が厳しさを増すなか、難しい舵取りが求められており、水道事業の適切な運営について審議するため、附属機関として橋本市水道事業審議会を設置するものである。

委員から、委員の選定方法について ただしがあり、第 3 条第 2 項第 1 号、学識経験者については公営企業会計や水道事業経営の専門家に委嘱する。同第 2 号、市民委員については、公募を行い、論文または面接、あるいはその両方により選考する。同第 3 号、関係機関及び団体職員委員については区長理事会、商工団体、女性団体から推薦をいただく。同第 4 号、その他市長が必要と認める者については、その他審議会の進行上で参加いただきたい方がいる場合を想定して規定している との答弁がありました。

議案第 10 号は、平成 28 年 4 月に農業委員会法が改正されたことに伴い、農業委員の選出方法が公選制から地域推薦または公募となり、公職選挙法に基づく方法から市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変更になったことから、その委員の定数を定めるものであり、併せて新設される農地

利用最適化推進委員の委員定数と報酬を定めるものである。

委員から、農業委員の応募者と推進委員の選考方法について ただしがあり、それぞれ評価委員会を新設し、基準を定めて選考する。なお、農業委員の応募者の評価委員会については、副市長、経済推進部長、農林振興課長、その他市長が認める者で構成する。推進委員の評価委員会については、現行の農業委員会会長の職務代理者を委員長とし、会長の推薦を受けた現行の農業委員により構成する との答弁がありました。

議案第 13 号は、橋本林間田園都市駐輪場について、指定管理期間が 30 年 3 月末で満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である公益社団法人橋本市シルバー人材センターの 1 法人のみ申請があった。指定管理者選定委員会において審査したところ、合格点に達し選定されたので、30 年 4 月から 31 年 3 月までの 1 年間指定管理者として指定するものである。

委員から、指定管理期間を 1 年間とした理由について ただしがあり、今までは 3 年間としていたが、30 年以降において、従事職員の雇用方法や管理体制の強化など、運営の見直しを考えており、単年度の指定期間とした との答弁がありました。

駐輪場の利用状況について ただしがあり、以前は 900 台以上の駐輪スペースがあったが、年々利用率が低下したため、27 年 6 月末に旧館を閉鎖し、新館のみで運営している。新館については、収容スペースが 224 台、一時預かりが 45 台であり、利用率が 28 年度実績で約 76.6%である。なお、旧館については、回収した放置自転車の保管場所として活用できないか検討している との答弁がありました。

議案第 14 号は、橋本市地場産業振興センターについて、指定管理期間が 30 年 3 月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である高野口町商工会の 1 法人のみ申請があった。本法人について、指定管理者選定委員会において審査したところ合格点に達し選定されたので、30 年 4 月から 33 年 3 月までの 3 年間指定管理者として

指定するものである。

委員から、収支計画書において、会議室の貸し出しなどによる利用料金収入が2万円と過去の実績に比べ低く設定してるのはなぜかとのただしがあり、選定委員会において同様の質疑をしたが、事業者からは、見込みの段階で過大な予算計上をしたくないため低く見積もっている。ただし、実際には予算以上の収入を目指すとの回答があったとの答弁がありました。

指定管理者を公募した理由について ただしがあり、従来は公募によらず指定管理者を選定していたが、今回初めて公募した。当センターの最も重要な設置目的は、地場産品を多く売り上げることと、広く知らしめることとであり、これは民間事業者でも可能である。意欲ある民間事業者に参入していただきたい、また、競争が起きることで現在の指定管理者もさらに努力していただけることを期待して公募としたとの答弁がありました。

選定委員会の委員構成について ただしがあり、副市長、理事、3人の部長、税理士であるとの答弁がありました。

選定基準が60点以上で合格であるが、選定委員会の審査結果が61.25点と低かったことについて ただしがあり、物販やPRにもっと積極的に取り組んで欲しいという選定委員会委員の思いが点数に表れた結果だと思われるとの答弁がありました。

議案第15号は、やどり温泉いやしの湯について、指定管理期間が平成30年3月末に満了することに伴い、指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者であるSCRUMきのくに株式会社の1法人のみ申請があった。指定管理者選定委員会において審査したところ合格点に達し選定されたので、30年4月から33年3月までの3年間指定管理者として指定するものである。

委員から、指定管理料が350万円から400万円に50万円増額している理由について ただしがあり、当該施設は県立自然公園内に立地しており、風光明媚な景勝地がセールスポイントであるが、アクセス面の悪さから従業員の確保が難しく、人件費を増額することで課題解消を図る考えである

こと、及び、施設修繕においてはリスク分担として、20万円未満は指定管理者が修繕することとしているが、建築後6年が経過しており、経年劣化により修繕箇所が多く発生してきていることを考慮し増額しているとの答弁がありました。

インバウンド誘客に向け、交通アクセスにかかる課題を解決するべきと考えるがいかがかとのただしがあり、現在、事前予約があった場合に橋本駅など最寄り駅まで自家用ワンボックスカーによる送迎を行っている。今後も、二次交通について多方面から検討していきたいとの答弁がありました。

光熱水費の支出負担が大きい、いわゆる電力自由化に伴い、既存電力から新電力に乗り換え負担軽減を図るべきではないかとのただしがあり、現指定管理者は新電力事業者との比較検討を行うなかで、関西電力との特約を予定しており、約15%、約100万円の削減を見込んでいる。今後も、他の新電力事業者との比較検討を行い、経費節減に努めるよう助言するとの答弁がありました。